

令和6事務年度 所得税及び消費税調査等の状況

令和7年12月

沖縄国税事務所

I 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

II トピックス（主な取組）

- 1 富裕層に対する調査状況
- 2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況
- 3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況
- 4 無申告者に対する調査状況
- 5 所得税の還付申告に対する対応
- 6 消費税の還付申告者に対する調査状況

III 参考計表

- 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

I 調査等の状況

1 所得税の調査等の状況

- 選定にAIを活用するなど、効率的かつ的確に調査等を行った結果、「調査等」による調査等件数及び追徴税額の総額が増加
 - ・ 「実地調査」については、追徴税額の総額や1件当たりの追徴税額が増加
 - ・ 「簡易な接触」については、件数及び非違件数が増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、8,032件(前事務年度5,848件)。うち申告漏れ等の非違があった件数は3,876件(同2,725件)。
 - ✓ 実地調査の件数は、238件(同314件)。うち、特別調査・一般調査が222件(同237件)、着眼調査が16件(同77件)。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、7,794件(同5,534件)。

(2) 申告漏れ所得(調査等の対象となった全ての年分の合計)金額の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、105億7千2百万円(同108億2千4百万円)。
 - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、55億7千3百万円(同55億5千万円)。うち特別調査・一般調査によるものは54億1千4百万円(同52億3千3百万円)、着眼調査によるものは1億5千9百万円(同3億1千7百万円)。
 - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、49億9千9百万円(同52億7千4百万円)。

(3) 追徴税額(調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。)の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、16億8千8百万円(同15億9千2百万円)。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、12億1千3百万円(同11億2千万円)。うち特別調査・一般調査によるものは11億5千6百万円(同10億9千3百万円)、着眼調査によるものは5千8百万円(同2千7百万円)。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、510万円(同357万円)。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、4億7千5百万円(同4億7千2百万円)。

(参考)

- 1 実地調査(特別調査・一般調査)とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数(1件当たり10日以上を目安)を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査(着眼調査)とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。
- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

○ 所得税の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触	調査等合計	対前年比			
		特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比						
1	調査等件数	件	237 222	93.7% 92.2%	77 16	20.8% 15.4%	314 238	75.8% 80.6%	5,534 2,467 3,668	140.8% 148.7%	5,848 2,725 3,876		
2	申告漏れ等の非違件数	件	219 202	92.2%	39 6	15.4%	258 208	80.6%	7,794	137.3%	8,032		
3	申告漏れ所得金額	百万円	5,233 5,414	103.5%	317 159	50.2%	5,550 5,573	100.4%	5,274 4,999	94.8%	10,824 10,572		
4	追徴税額	本税	878 925	105.4%	23 44	191.3%	901 969	107.5%	465 470	101.1%	1,366 1,440		
5		加算税	215 230	107.0%	4 13	325.0%	219 244	111.4%	7 4	57.1%	226 248		
6		計	1,093 1,156	105.8%	27 58	214.8%	1,120 1,213	108.3%	472 475	100.6%	1,592 1,688		
7	一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	2,208 2,439	110.5%	412 993	241.0%	1,768 2,342	132.5%	95 64	67.4%		
8		本税	万円	371 417	112.4%	30 276	920.0%	287 407	141.8%	8 6	75.0%		
9		加算税	万円	91 104	114.3%	5 84	1680.0%	70 102	145.7%	0.1 0.1	100.0%		
10		計	万円	461 521	113.0%	35 360	1028.6%	357 510	142.9%	9 6	66.7%		

(注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の件数である。

2 上段は、前事務年度の件数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。

5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

6 四捨五入の関係上、各項目の件数の和が合計値と一致しないことがある。

(参考) 謹度所得の調査等の状況

- 所得税のうち謹度所得に係る調査等の件数は、514 件（前事務年度 651 件）、申告漏れ等の非違件数は 273 件（同 369 件）となっています。
- 申告漏れ等の非違割合は 53.1%（同 56.7%）、1 件当たりの申告漏れ所得金額は 575 万円（同 496 万円）となっています。

○ 謹度所得の調査等の状況

項目	事務年度等	5 事務年度	6 事務年度	対前年比
①	件	件	件	%
調査等件数	651	514	514	79.0
土地建物等	624	502	502	80.4
株式等	27	12	12	44.4
②	件	件	件	%
申告漏れ等の非違件数	369	273	273	74.0
土地建物等	346	266	266	76.9
株式等	23	7	7	30.4
③	%	%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)	56.7	53.1	53.1	▲ 3.6
土地建物等	55.4	53.0	53.0	▲ 2.5
株式等	85.2	58.3	58.3	▲ 26.9
④	百万円	百万円	百万円	%
申告漏れ所得金額	3,226	2,953	2,953	91.5
土地建物等	3,207	2,854	2,854	89.0
株式等	19	99	99	522.7
⑤	万円	万円	万円	%
1 件当たり申告漏れ所得金額 (④ / ①)	496	575	575	115.9
土地建物等	514	569	569	110.6
株式等	70	826	826	1176.1

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離謹度所得）及び金地金等（総合謹度所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

3 四捨五入の関係上、表の内容と対前年比等が一致しない場合がある。

2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

○ 消費税について、「調査等合計」の1件当たり追徴税額の総額が増加

- ・ 「実地調査」について、1件当たり追徴税額の総額が増加
- ・ 「簡易な接触」について、1件当たり追徴税額の総額が増加

(1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、1,884件（前事務年度2,169件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は862件（同1,457件）。
 - ✓ 実地調査の件数は、148件（同203件）。うち、特別調査・一般調査が136件（同158件）、着眼調査が12件（同45件）。
 - ✓ 簡易な接触の件数は、1,736件（同1,966件）。

(2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、6億5千6百万円（同7億1千万円）。
 - ✓ 実地調査による追徴税額は、4億9千1百万円（同5億3千3百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは4億6千万円（同5億2千5百万円）、着眼調査によるものは3千1百万円（同9百万円）。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、332万円（同263万円）。
 - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、1億6千5百万円（同1億7千6百万円）。

○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
			特別・一般	対前年比	着眼	対前年比	計	対前年比				
1 調査等件数	件		158 136	86.1%	45 12	26.7%	203 148	72.9%	1,966 1,736	88.3%	2,169 1,884	86.9%
2 申告漏れ等の非違件数	件		149 122	81.9%	43 12	27.9%	192 134	69.8%	1,265 728	57.5%	1,457 862	59.2%
3 本追徴税額	百万円		421 358	85.0%	6 24	400.0%	427 382	89.5%	173 163	94.2%	600 546	91.0%
4 加算税額	百万円		104 102	98.1%	3 6	200.0%	106 109	102.8%	3 1	33.3%	110 110	100.0%
5 計	百万円		525 460	87.6%	9 31	344.4%	533 491	92.1%	176 165	93.8%	710 656	92.4%
6 一件当たり追徴税額	万円		267 263	98.5%	13 203	1561.5%	210 258	122.9%	9 9	100.0%	28 29	103.6%
7 加算税額	万円		66 75	113.6%	6 54	900.0%	52 73	140.4%	0.2 0.1	50.0%	5 6	120.0%
8 計	万円		332 338	101.8%	20 257	1285.0%	263 332	126.2%	9 10	111.1%	33 35	106.1%

(注) 1 令和6年7月から令和7年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。

2 上段は、前事務年度の計数である。

3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。

4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

5 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

II トピックス（主な取組）

1 富裕層に対する調査状況

- 有価証券・不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人など、「富裕層」に対して、資産運用の多様化・国際化が進んでいることを念頭に積極的に調査を実施しています。
- 富裕層に対する調査は調査件数から1件当たり追徴税額の総額まで全て増加。
 - 令和6事務年度においては、12件（前事務年度7件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
 - 申告漏れ所得金額は2億2千5百万円（同7千7百万円）、追徴税額の総額は5千6百万円（同3千2百万円）に上ります。
 - また、1件当たり申告漏れ所得金額は1,874万円（同1,107万円）に上ります。

○ 富裕層に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	件		7	12	171.4%
申告漏れ等の非違件数	件		5	11	220.0%
申告漏れ所得金額	百万円		77	225	292.2%
追徴税額	百万円		32	56	175.0%
一件当たり	申告漏れ所得金額	円	1,107	1,874	169.3%
	追徴税額	円	452	465	102.9%

2 海外投資等を行っている個人に対する調査状況

- 経済社会の国際化に適切に対応していくため、有効な資料情報の収集に努めるとともに、海外投資を行っている個人や海外資産を保有している個人などに対して、国外送金等調書、租税条約等に基づく情報交換制度のほか、C R S情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）などを効果的に活用し、積極的に調査を実施しています。
- 海外投資等を行っている個人に対する調査の1件当たりの追徴税額は増加。
 - 令和6事務年度においては、8件（前事務年度10件）実地調査（特別・一般）を実施し、1件当たり追徴税額の総額は322万円（同282万円）に上ります。

○ 海外投資等を行っている個人に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
申告漏れ等の非違件数	件		9	7	77.8%
申告漏れ所得金額	百万円		186	111	59.7%
追徴税額	百万円		28	26	92.9%
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	1,862	1,393	74.8%
	追徴税額	万円	282	322	114.2%

3 インターネット取引を行っている個人に対する調査状況

- インターネット上のプラットフォームを介して行うシェアリングエコノミー等新分野の経済活動（注）に係る取引や暗号資産（仮想通貨）等の取引を行っている個人に対する調査では、資料情報の収集・分析に努め、積極的に調査を実施しています。

（注） シェアリングエコノミー等新分野の経済活動とは、シェアリングビジネス・サービス、ネット広告（アフィリエイト等）、デジタルコンテンツ、ネット通販、ネットオークションその他新たな経済活動を総称した経済活動のことをいいます。

＜シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引を行っている個人に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、3件（前事務年度2件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、1,679万円（同206万円）となっています。また、申告漏れ所得金額の総額は5千万円（同4百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は218万円（同73万円）となっています。また、追徴税額の総額は7百万円（同1百万円）に上ります。

○ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に係る取引（調査状況）

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
申告漏れ等の非違件数	件		1	3	300.0%
申告漏れ所得金額	百万円		4	50	1250.0%
追徴税額	百万円		1	7	700.0%
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	206	1,679	815.0%
	追徴税額	万円	73	218	298.6%

4 無申告者に対する調査状況

～所得税無申告者に対する調査状況は前年から全て増加～

- 無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすこととなるため、的確かつ厳格に対応していく必要があります。こうした無申告者に対しては、あらゆる機会を通じて資料情報の収集及び活用を図るなどして、実地調査のみならず、簡易な接触も活用し積極的に調査を実施しています。
- 所得税無申告者に対する実地調査（特別・一般）による所得税の追徴税額の総額は2億9千9百万円に上り、1件当たりの追徴税額は665万円となっています。
- また、消費税無申告者に対する実地調査（特別・一般）による1件当たりの追徴税額は461万円となっています。

＜所得税無申告者に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、45件（前事務年度41件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの申告漏れ所得金額は、3,483万円（同3,282万円）となっており、申告漏れ所得金額の総額は15億6千7百万円（同13億4千6百万円）に上ります。
- 1件当たりの追徴税額は665万円（同613万円）となっており、追徴税額の総額は2億9千9百万円（同2億5千1百万円）に上ります。

＜消費税無申告者に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、37件（同82件）実地調査（特別・一般）を実施しました。
- 1件当たりの追徴税額は461万円（同392万円）に上ります。

○ 無申告者に対する調査の状況

＜所得税＞

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	41	45	109.8%		
申告漏れ所得金額	百万円	1,346	1,567	116.4%	
追徴税額	百万円	251	299	119.1%	
一件当たり	申告漏れ所得金額	万円	3,282	3,483	106.1%
	追徴税額	万円	613	665	108.5%

＜消費税＞

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
調査件数	82	37	45.1%		
追徴税額	百万円	321	170	53.0%	
1件当たり追徴税額	万円	392	461	117.6%	

5 所得税の還付申告に対する対応

～所得税の不正還付申告書の調査の状況～

- 所得税の不正還付は、いわば国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為であるため、還付申告書に対しては特に厳格な審査を行うとともに、不正還付が疑われる申告書に対しては調査を実施しています。
- さらに、国税当局では、AIの活用を進めるなど、不正還付を的確に把握する取組を行っております。
- なお、不正還付に厳格に対応すべく、悪質な不正還付申告書の提出が確認され、詐欺罪等に該当すると判断した場合には、刑事上の責任追及の要否を検討した上で告訴等を行うなど、捜査当局との連携強化にも取り組んでおります。

＜所得税の不正還付申告書の調査の状況＞

- 令和6事務年度においては、11件（前事務年度6件）調査しました。
 - 1件当たりの追徴税額は128万円（同9万円）となっています。
- また、追徴税額の総額は1,404万円（同52万円）に上ります。

○ 所得税の不正還付申告書の調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	処理件数	件			
処理件数	件		6	11	183.3%
追徴税額	万円		52	1,404	2700.0%
1件当たり追徴税額	万円		9	128	1422.2%

所得税還付申告についてご留意いただきたい事項

所得税の還付申告の中には、架空の源泉徴収税額や各種控除額を記載し、不正に還付を受けようとするものなどが見受けられます。

そのため、国税当局では、各種情報に照らして必要があると認められる場合は、還付金の支払いを一旦保留しつつ、還付申告の内容が適正であるかを確認するため、勤務先等に給与等の支払実績の確認をお願いすることや、職員がご自宅等に直接赴く実地の調査などにより確認を行っております。

その際、納税者の方々への連絡も含め、必要な確認に時間を要するため、還付を保留する期間が長期にわたる場合があるほか、還付の手続を中断する場合があります。

また、確定申告書（還付申告書を含む）を提出した納税者の本人確認は、申告書に記載されたマイナンバーなどにより行っているため、還付申告書にマイナンバーが記載されていない場合も不正還付防止のため、確認に時間を要することから、還付を保留する期間が長期にわたる場合があります。

6 消費税の還付申告者に対する調査状況

- 消費税の還付申告は、申告書の添付書類や保有する資料情報等に基づき厳格な審査を行い、申告内容に疑義がある場合には、還付を保留し、実地調査等を行うなどして還付原因等の解明・確認を実施しています。

＜消費税の還付申告者に対する調査状況＞

- 令和6事務年度においては、4件（前事務年度2件）実地調査を実施しました。
 - 1件当たりの追徴税額は170万円（同162万円）となっています。
- また、追徴税額の総額は7百万円（同3百万円）に上ります。

○ 消費税の還付申告者に対する調査の状況

項目	事務年度等		5事務年度	6事務年度	対前年比
	調査件数	件			
申告漏れ等の非違件数	件		2	3	150.0%
追徴税額	百万円		3	7	233.3%
1件当たり追徴税額	万円		162	170	104.9%

(注) 1 令和6事務年度は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和6事務年度に実地調査を行った計数である。

2 令和5事務年度は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの課税期間における消費税及び地方消費税の還付申告を行っている個人事業者のうち、令和5事務年度に実地調査を行った計数である。

3 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。

III 参考計表

○ 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10業種

順位	業種目	1件当たりの申告漏れ所得金額	1件当たりの追徴税額(含加算税)	前年の順位
位		万円	万円	位
1	防水工事	4,875	1,022	-
2	電気配線工事	3,902	1,400	4
3	一般土木建築工事	3,104	714	7
4	美容	2,696	508	-
5	建築工事	2,558	601	-
6	酒場	1,749	262	-
7	一般自動車整備	1,719	224	2
8	内装工事	1,640	232	8
9	一般貨物自動車運送	1,614	180	10
10	バ	1,421	295	-

(注) 1 上記調査事績は、特別調査及び一般調査に基づく実施結果である。

2 「前年の順位」は、前年の事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な上位10位に該当するものについて、その順位を記載している。

(付表) 事業所得を有する個人の1件当たりの申告漏れ所得金額が高額な業種

業種	1件当たり 申告漏れ 所得金額	平成27事務年度		平成28事務年度		平成29事務年度		平成30事務年度		令和元事務年度	
		業種	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種	1件当たり 申告漏れ 所得金額
1 土木工事	2,925	理髪業	万円	2,079	土木工事	万円	2,329	キャラクターフィギュア	万円	5,489	一般海面漁業
2 施設園芸農業	2,033	水道衛生工事	万円	1,978	酒場	万円	2,319	とび工事	万円	3,951	土木工事
3 西洋料理	1,802	酒場	万円	1,630	とび工事	万円	1,875	民宿	万円	3,192	民宿
4 水産養殖業	1,535	一般土木建築工事	万円	1,584	解体工事	万円	1,797	電気配線工事	万円	2,628	とび工事
5 一般土木建築工事	1,525	型枠工事	万円	1,403	建築工事	万円	1,613	内装工事	万円	2,551	水道衛生工事
											1,742

業種	令和2事務年度		令和3事務年度		令和4事務年度		令和5事務年度		令和6事務年度		
	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種	1件当たり 申告漏れ 所得金額	業種	
1 製造小売業・持ち帰り弁当	5,299	内装工事	万円	8,413	電気配線工事	万円	5,314	ゲーミングマニア	万円	4,835	防水工事
2 とび工事	5,066	一般自動車整備	万円	7,851	内装工事	万円	4,727	一般自動車整備	万円	4,148	電気配線工事
3 内装工事	4,408	型枠工事	万円	4,806	自動車販賣業	万円	4,511	水道衛生工事	万円	4,005	一般土木建築工事
4 海面養殖業	3,629	塗装工事	万円	4,250	美容	万円	3,345	電気配線工事	万円	3,060	美容
5 一般土木建築工事	3,422	電気配線工事	万円	3,802	鉄骨、鉄筋工事	万円	3,132	一般土木建築工事	万円	2,348	建築工事
											2,558

(注) 1件当たりの申告漏れ所得金額は、調査全年分に係るものである。